

平成30年9月28日

舞鶴市議会議長 上野修身様

提出者 舞鶴市議会議会運営委員会
委員長 高橋 秀策

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

市議委第2号

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例

舞鶴市議会委員会条例(平成2年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに常任委員の所属)

第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管事項は、次のとおりとする。

名称	委員定数	所管事項
総務消防委員会	7人	(1) 市長公室の所管に属する事項 (2) 政策推進部の所管に属する事項 (3) 総務部の所管に属する事項 (4) 会計管理者の所管に属する事項 (5) 消防の所管に属する事項 (6) 前各号に掲げる事項に関連する事項 (7) 他の常任委員会に属しない事項
産業建設委員会	6人	(1) 産業振興部の所管に属する事項 (2) 建設部の所管に属する事項 (3) 上下水道部の所管に属する事項 (4) 前3号に掲げる事項に関連する事項
福祉健康委員会	6人	(1) 福祉部の所管に属する事項 (2) 健康・子ども部の所管に属する事項(健康、保健衛生及び地域医療に関することに限る。) (3) 市立舞鶴市民病院の所管に属する事項 (4) 前3号に掲げる事項に関連する事項
市民文教委員会	7人	(1) 市民文化環境部の所管に属する事項 (2) 健康・子ども部の所管に属する事項(子育ての支援、保育及び幼児教育に関することに限る。)

		(3) 教育委員会の所管に属する事項 (4) 前3号に掲げる事項に関連する事項
予算決算委員会	26人	予算及び決算に関する事項

- 2 議員は、予算決算委員会の委員のほか、1の常任委員会の委員となるものとする。
ただし、議長は、予算決算委員会の委員及び1の常任委員会の委員となった後、辞任することができる。
- 3 前項ただし書の規定により議長が常任委員を辞任したときの当該常任委員会の定数は、第1項の委員定数から1人を減じた人数とする。
第4条第2項中「11人」を「10人以内」に改める。
第7条第2項中「11人以内」を「10人以内」に改める。
第14条の見出しを「(議会運営委員及び特別委員の辞任)」に改め、同条中「委員」を「議会運営委員及び特別委員」に改める。
第15条第2項中「委員の定数」を「委員会に属する委員」に改める。
第16条中「半数以上の委員」を「当該委員会に属する委員の半数以上の者」に改める。

附 則

この条例は、平成30年12月5日から施行する。

提案理由

次の一般選挙から議員定数が28人から26人となることに伴い、常任委員会の委員定数、所管事項等を改めたいので提案する。